

報告事項 瑞穂町コミュニティバスの実証実験運行の開始について

1 瑞穂町コミュニティバス実証実験運行開始までの経過報告について

令和3年 6月 2日

第5回瑞穂町地域公共交通会議開催

令和3年 6月22日

福生警察署実地踏査（運行コース及びバス停留所位置について最終確認）

令和3年 7月21日

瑞穂町コミュニティバス運行事業に関する協定締結（立川バス株式会社）

令和3年 7月27日

一般乗合自動車運送事業（路線定期運行）事業変更申請提出（関東運輸局）

令和3年 9月14日～16日

バス停留所標識設置

令和3年 9月28日

一般乗合自動車運送事業（路線定期運行）事業変更認可（関東運輸局）

令和3年 9月30日

瑞穂町コミュニティバス運行セレモニー挙行

令和3年10月 1日

瑞穂町コミュニティバス実証実験運行開始

令和3年10月 1日～17日

瑞穂町コミュニティバス無料体験乗車実施

令和3年10月12日

瑞穂町コミュニティバス回数券及び定期券販売開始

【回数券及び定期券販売実績10月20日現在】

回数券（180円×11枚綴り）27枚

定期券 22件

2 瑞穂町コミュニティバス運行計画概要

(1) 運行路線・運行本数（平日／土・日・祝日）

- ・石畑・殿ヶ谷コース（9本／7本）
- ・元狭山コース（22本／18本）
- ・元狭山・長岡コース【西口発・東口着】（17本／15本）
- ・元狭山・長岡コース【東口発・西口着】（16本／14本）
- ・箱根ヶ崎・長岡コース（5本／5本）
- ・武蔵野コース（5本／5本）

※運行路線、運行ダイヤについては同封のリーフレットをご覧ください。

(2) 運賃等

別紙、運賃（料金）一覧表のとおり

(3) バス停留所標識について

瑞穂町バス停留所標識



立川バス共用バス停留所標識



西武バス共用バス停留所標識



入間市ていワゴン共用バス停留所標識



(4) 運行車両について



小型バス	全	長	6,290 mm	全	幅	2,072 mm	新型車内
	高	さ	3,100 mm	乗車口幅	340 mm		
	定	員	29人（座席 10、立席 18、乗務員 1）				



中型バス	全	長	8,990 mm	全	幅	2,300 mm	
	高	さ	2,980 mm	乗車口幅	1,150 mm		
	定	員	56人（座席 25、立席 30、乗務員 1）				

別紙、運賃（料金）一覧表

運賃の種類、額および適用方法

1 運賃の種類および額

旅客運賃の種類			額		備考			
			現金	I C				
普通旅客運賃	片道	大人	180円	178円				
		大人（障害）	90円	89円	障害者手帳の提示			
		小児	90円	89円	12歳未満（小学生）			
		小児（障害）	50円	45円	障害者手帳の提示			
		幼児	90円	89円	1歳から5歳（未就学児）※1			
		乳児	無料		1歳未満			
定期旅客運賃 ※2	通勤		1箇月： 5,400円					
			3箇月： 15,390円					
	通学	大人	1箇月： 4,320円					
			3箇月： 12,310円					
		小児	1箇月： 2,700円					
			3箇月： 7,700円					
回数旅客運賃 ※3	普通		運賃額	券種	枚数	使用額	割引率	
			1,800円	180円	11枚	1,980円	9.1%	

※1 大人又は小児と同乗する場合は無料

※2 定期旅客運賃

払い戻し

1ヶ月定期券不可。3ヶ月定期券（使用期限まで1ヶ月を切っている場合は払戻し不可、使用期限まで1ヶ月以上ある場合は1ヶ月定期券の販売額から手数料（500円）を引いた額、使用期限まで2ヶ月以上ある場合は1ヶ月の定期券販売額に2を乗じた金額から手数料（500円）を引いた額。

※3 回数旅客運賃

(1) 使用制限なし。

(2) 払い戻し可。

払い戻し計算式

販売価格（1,800円）－ 使用金額 － 払戻し手数料（210円）＝ 払戻し金額

2 運賃の適用方法

(1) この運賃の種類、額および適用は瑞穂町コミュニティバスの旅客を輸送する場合に適用する。

(2) この旅客運賃の適用方法は次のとおりとする。

① 普通旅客運賃

片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

② 回数旅客運賃

ア 回数旅客運賃は、旅客が多数回乗車する場合に適用する。

イ 回数乗車券を使用する旅客が途中下車した場合は、残区間の乗車を再度認めない。

③ 特殊普通旅客運賃

協議が調っていることの証明書の記載にあるとおり、10月1日（金曜日）から10月17日（日曜日）までの間、運賃無料とする。

④ その他

箱根ヶ崎駅東口停留所及び箱根ヶ崎駅西口停留所で乗継券を発行し、他のコースへの乗り継ぎを可能とする。なお、乗継券は発行日、当日のみ有効とする。